

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23(2011)年3月21日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

〔民法〕

【1】「相続させる」旨の遺言は、推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には遺言者が代襲者等に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限りその効力を生じないと判示(平成23年2月23日最高裁)

【2】手術による合併症で後遺症が残ったとして執刀医らに損害賠償を求めた事案。適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由として不法行為責任を問うことはできないとして請求を棄却(平成23年2月25日最高裁)

【3】妻Xが、夫Y以外の男性との間にもうけた子Aにつき、当該子と法律上の親子関係があるYに対し、離婚後の監護費用の分担を求めることが権利の濫用に当たるとされた事例(平成23年3月18日最高裁)

【4】Xは、Yが不動産競売を申し立てた土地上に建物を建て保存登記したところYが売却のための保全処分を申し立てこれが認められた。これに対しXが執行抗告をしたところその主張が棄却された事例(平成21年9月16日東京高裁)

【5】分譲別荘地の管理会社が同別荘地住民等に対し管理費の支払いを求めたところ、住民らはその契約の解除、委任者の死亡などを理由に反訴として管理費等の不存在確認を求めた事案。委任者死亡による契約終了が認められた(平成22年2月16日東京高裁)

【6】Y社の株式の売買取引をしていたXが、Yの民事再生手続においてYの社債発行時に作成された臨時報告書の虚偽記載により被った損害(再生債権)につき、当該株式の取得価格から処分価格を控除した金額をXの損害と認定(平成22年11月24日東京高裁)

【7】リース契約解除にかかる調停成立後、同契約にかかる損害賠償請求訴訟の本案訴訟を提起したところ、同調停の清算条項により、本請求は免除されたものとして、請求が棄却された事例(平成20年9月16日大分地裁)

【8】Y社従業員のうつ病による自殺はYの安全配慮義務違反によるとする損害賠償請求事案につき、うつ病発症と安全配慮義務違反の相当因果関係を認めたと、自殺の予見可能性までは認められないとして慰謝料300万円を認容(平成22年2月15日大阪地裁)

【9】運送業者Xの車両の点検整備等のサービスを40年余り供給してきたYに対するサービス供給を求める仮処分につき、XとY間ではサービス供給契約が成立しており信頼関係を破壊する事情もないとしてその申立てを認容(平成22年3月18日京都地裁)

【10】鉄道線路内において電車で轢過され死亡したAを被保険者として傷害保険契約を締結していたXは、保険会社Yに対し死亡保険金を請求したが、本来人の立ち入らない場所での事故は自殺の疑いが濃厚として請求が棄却された(平成22年9月16日千葉地裁)

【11】過払金請求訴訟において貸金業者が消費貸借契約において原告が一部支払を怠ったから期限の利益を喪失し、約定の遅延損害金が生じていると主張したが、被告の主張は信義則上許されないとして過払金の支払が命じられた(平成22年3月23日名古屋簡裁)

〔商事法〕

【12】会社法の新設分割手続きにより設立された会社に対する土地建物の承継につき、当該承継にかかる部分は詐害行為として取り消された事例(平成21年12月22日大阪高裁)

〔知的財産〕

【13】被告による引用商標「MIZUHO」「みずほ」の使用が、原告の登録商標(「みずほねっど」)の禁止権に抵触しないとされた事例(平成23年3月3日知財高裁)

【14】拒絶査定不服審判の拒絶審決について、特許請求の範囲に補正する機会が与えられず不意打ち的に拒絶審決がされるに至ったなどと主張して審決の取消しを求めたが、請求が棄却された事例(平成23年3月3日知財高裁)

【15】就業時間中に、貸与されたパソコン、ソフトウェアを使用して執筆したなどの事情があっても、個人的に執筆依頼を受けたとの認定を覆すものではないとして、職務著作を否定した事例(平成23年3月10日知財高裁)

【16】拒絶査定不服審判の拒絶審決について、適切な補正指導を行うことなく本件出願を拒絶したことは信義則に反するなどと主張して審決の取消しを求めたが請求が棄却された事例(平成23年3月10日知財高裁)

【17】外国語特許出願につき国内書面提出期間経過後に国内書面及び明細書等の翻訳文が提出されたため、国内書面に係る手続の却下処分がなされたことから同処分の取消を求めたところ、同処分は適法として原告の請求が棄却された事例(平成22年7月16日東京地裁)

〔民事手続〕

【18】数人の提起する養子縁組無効の訴えは類似必要的共同訴訟であり、共同訴訟人の一人による上告及び上告受理申立後にされた他の共同訴訟人の上告及び上告受理申立は二重上告・二重上告受理申立として不適法であると判示(平成23年2月17日最高裁)

【19】届出のない再生債権(過払金返還請求権)につき、届出があったものと同条件で弁済する再生計画が認可決定された場合、再生債権者は訴訟等において過払金返還請求権及びその額が確定されれば、その支払を受けられると判示(平成23年3月1日最高裁)

【20】抗告人と相手方との間において、抗告後に抗告事件を終了させることを合意内容に含む裁判外の和解が成立した場合には、当該抗告は抗告の利益を欠くと判示(平成23年3月9日最高裁)

【21】「株式会社Y代理人弁護士A」名義の口座に係る預金債権の差押命令及び転付命令が、弁護士の預かり金口座であり、Yの責任財産に帰属しないと認められ、却下され、その執行抗告も棄却された事例(平成22年8月17日東京高裁)

【22】Xが破産裁判所に破産債権(退職金請求権)の届出をしたところ、同届出が債権調査期日終了後であり「その責めに帰ることができない事由」があるとも認められないとして却下。これに対する即時抗告も却下された(平成22年10月21日東京高裁)

#### 〔刑事法〕

【23】万引犯の被告人と共犯者が店長ともみ合い傷害を負わせた事案で、被告人には窃盗及び傷害の各罪が成立するとした原判決に対して、共犯者と暴行を加える意思の共有を認定し、被告人に関する部分を破棄し高裁に差し戻した(平成21年10月8日最高裁)

【24】被告人の取調状況を撮影したDVDの無条件謄写を求めた弁護人の証拠開示命令請求に対し抗告審では、開示後の証拠の複製等の利用方法も特定した上で、DVDの謄写機会を弁護人に与えるよう検察官に命じた原決定を維持(平成22年3月17日東京高裁)

【25】養父が養女に性交を強要した事案において、事実上の影響力を及ぼして児童をして淫行するに至らせたことを判示していない原判決には、児童福祉法34条1項6号の罪の構成要件を満たさない理由不備の違法があるとした事例(平成22年8月3日東京高裁)

#### 〔公法〕

【26】香港に赴任し国内にも相応の日数滞在していたXに対する贈与税及び無申告加算税にかかる、賦課処分取消し事案。Xは贈与税の課税要件である国内に住所を有していたとはいえないとして処分が取り消された(平成23年2月18日最高裁)

【27】参議院議員選挙(愛知県選挙区選出)につき、最高裁大法廷判決の言渡から本選挙まで約10か月しかなく、定数配分規定の見直しは事実上困難だった等として、本件選挙当時の定数配分規定に憲法違反はないとされた事例(平成23年2月24日名古屋高裁)

#### 〔社会法〕

【28】別居後に失踪した夫の財産管理人から婚姻費用の支払いを受けていた妻は、生計同一要件が充足されるとして、失踪宣告を受けた亡Aの通算老齢年金の妻に対する不支給処分が取消された事案(平成22年8月25日東京高裁)

---

### 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

---

#### 〔民法〕

(1) 最三判平成23年2月22日 最高裁HP

平成21年(受)第1260号 土地建物共有持分権確認請求事件(棄却)

「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺言者が代襲者等に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生じない。

(理由)

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続人との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わり合いの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。このことは、遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定し、当該遺産が遺言者の死亡の時に直ちに相続により当該推定相続人に承継される効力を有する「相続させる」旨の遺言がされる場合であっても異なるものではなく、このような「相続させる」旨の遺言をした遺言者は、通常、遺言時における特定の推定相続人に当該遺産を取得させる意思を有するにとどまるものと解される。

(2) 最二判平成23年2月25日 最高裁HP

平成21年(受)第65号 損害賠償請求事件(破棄自判)

Y1が開設するA病院に勤務していた整形外科医Y2の執刀により、下肢の骨接合術等の手術を受けたXが、上記手術による合併症として下肢深部静脈血栓症を発症し、その後遺症が残ったことにつき、Yらに対して不法行為に基づく損害賠償を求める事案において、適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とするYらの不法行為責任の有無を検討する余地はないとしてXの請求を棄却した事例。

(理由)

Xは、本件手術後の入院時及び同手術時に装着されたボルトの抜釘後は、約9年経過後にA病院に赴き、Y2の診察を受けるまで、左足の腫れを訴えることはなく、その約3年後、約4年後にA病院で診察を受けた際、Y2に、左足の腫れや皮膚のあざ様の変色を訴えたにとどまっている。これに対し、Y2は、各診察時において、レントゲン検査等を行い、皮膚科での受診を勧めるなどしており、各診察の当時、下肢の手術に伴う深部静脈血栓症の発症の頻度が高いことが我が国の整形外科医において一般に認識されていたわけでもない。そうすると、Y2が、Xの左足の腫れ等の原因が深部静脈血栓症にあることを疑うには至らず、専門医に紹介するなどしなかったとしても、Y2の上記医療行為が著しく不適切なものであったということができないことは明らかである。

患者が適切な医療行為を受けることができなかった場合に、医師が、患者に対して、適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任を負うことがあるか否かは、当該医療行為が著しく不適切なものである事案について検討し得るにとどまるべきものであるところ、本件は、そのような事案とはいえない。

(3) 最二判平成23年3月18日 最高裁HP

平成21年(受)第332号 離婚等請求本訴、同反訴事件(一部破棄、一部却下、一部棄却)

妻Xが、夫Y以外の男性との間にもうけた子Aにつき、当該子と法律上の親子関係があるYに対し、離婚後の監護費用の分担を求めることが権利の濫用に当たるとされた事例

(理由)

Xは、Yと婚姻関係にありながら、Y以外の男性と性的関係を持ち、その結果、Aを出産したのであり、しかも、出産後約2か月以内にAとYとの間に自然的血縁関係がないことを知ったにもかかわらず、そのことをYに告げず、Yがこれを知ったのはAの出産から約7年後のことであった。そのため、Yは、Aにつき、民法777条所定の出訴期間内に嫡出否認の訴えを提起することができず、そのことを知った後に提起した親子関係不存在確認の訴えは却下され、もはや

YがAとの親子関係を否定する法的手段は残されていない。

他方、Yは、Xに通帳等を預けてその口座から生活費を支出することを許容し、その後も、婚姻関係が破綻する前の約4年間、Xに対し月額150万円程度の相当に高額な生活費を交付することにより、Aを含む家族の生活費を負担しており、婚姻関係破綻後においても、Yに対して、月額55万円をXに支払うよう命ずる審判が確定している。このように、YはこれまでにAの養育・監護のための費用を十分に負担してきており、YがAとの親子関係を否定することができなくなった上記の経緯に照らせば、Yに離婚後もAの監護費用を分担させることは、過大な負担を課するものというべきである。

さらに、XはYとの離婚に伴い、相当多額の財産分与を受けることになるのであって、離婚後のAの監護費用を専らXにおいて負担することができないような事情はうかがわれない。そうすると、監護費用を専らXに負担させたとしても、子の福祉に反するとはいえない。

(4) 東京高決平成21年9月16日 金法1916号121頁

平成21年(ワ)第1604号 売却のための保全処分に対する執行抗告事件(抗告棄却)

Xは、YがA社に対する根抵当権に基づき平成21年6月9日に不動産競売を申し立てた土地の上に、当該申立ての前月頃から建物を建て始め、同年6月中頃に建物を完成して保存登記を経由した。これに対し、Yが、売却のための保全処分を申し立て、これが認められたところ、Xが執行抗告をしたのが本件である。

本決定は、Xが上記土地を占有し上記建物を建築する権限の基となっているX・A間における同土地の賃貸借契約について、A社が平成21年に入った後に同土地を賃貸したことを通常の用法と解することはできないとした上、むしろ、資金繰りが悪化したために競売により同土地の所有権を失うことをおそれたA社が、同土地の上に建物を建築することによって同土地の経済的価値を下落させることで、相手方の競売手続の申立てを阻止しようとする企図し、この企図を了解したXがA社に協力して急ぎ上記建物を建築し、登記を経由したとの経緯を推測するのが合理的というべきであるとし、Xの主張はいずれも不合理不自然、荒唐無稽なものであるとして、抗告を棄却した。

(5) 東京高判平成22年2月16日 判例タイムズ1336号169頁

平成21年(ネ)第2586号、平成21年(ネ)第4238号 各管理費、各債務不存在確認反訴、各環境整備費等、各債務不存在確認請求控訴、附帯控訴事件(一部取消、自判・確定)

分譲別荘地の管理会社(一審原告)が同別荘地購入者である住民等(一審被告)に対し、その分譲地域内の不動産の管理(事実行為)を委任し、その対価として管理費を支払う旨の管理契約に基づき管理費の支払いを求めたところ、一審被告らがその契約の解除、委任者の死亡などを理由に、反訴として管理費等の不存在確認を求めた事案において、本判決は、一審被告らが本件管理契約を任意に解除することができるとした原審を維持し、さらに、本件管理契約は属地的な性質の契約であるとまでは認められず、個別管理を目的とする面と、全体管理を目的とする面の2つがあるとしても、契約条項や地域の環境条件の変化その他に照らして、民法656条、653条1号の適用を排除すべき理由はないとして、委任者の死亡による終了を認めた。

(6) 東京高判平成22年11月24日 金法1916号97頁

平成22年(ネ)第2239号、第4357号 再生債権査定異議控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却、附帯控訴に基づき原判決変更)

本件は、Y社の株式の売買取引をしていたXが、Yについて開始された民事再生手続において、Yの満期転換社債型新株予約権付社債の発行に際して作成された臨時報告書に虚偽記載があり、これにより損害を被ったと主張して、金融商品取引法21条の2第1項本文に基づく損害賠償請求債権及びこれに対する遅延損害金を再生債権として届け出たところ、Yが全額について異議を述べ、再生裁判所は、Xの取引形態は売り買いを同日内に行う取引を繰り返していたから瞬時の値動きによって利益捻出を図るものであり、虚偽記載による損害が発生したとは認めがたいとして、上記再生債権の額を0円とする査定をしたために、Xが届け出た再生債権の査定を求めて異議を申し立てた事案である。原判決は、再生裁判所の上記査定を変更して、当該株式の取得価格から処分価格を控除した金額をXの被った損害の上限額としたうえ、損害の全部又は一部が当該書類の虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたこと(同条4項)の証明はないが、当該株式の価格は、ほぼ継続的に下落していたものと認められ、Xの損害賠償請求には、虚偽記載等によって生ずべき値下がり以外の事情によるものも含まれていることは否定できず、当該事情により生じた損害は、性質上、その額を証明することがきわめて困難であるとして、同条5項により、上記上限額から2割を減額する査定をしたところ、Yが控訴し、Xが附帯控訴した。

本判決は、Xの株式の下落は、本件臨時報告書の虚偽記載の公表によって生じたものと認められ、それ以外の事情により生じたことを認めるに足りる証拠はないところ、金融商品取引法21条の2第4項、5項所定の当該書類の虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことの証明はないというべきであり、同条4項、5項の適用による減額はできないとして、原判決を取り消し、当該株式の取得価格から処分価格を控除した金額をXが被った損害と認めた。

(7) 大分地判平成20年9月16日 判例タイムズ1337号150頁

平成19年(ワ)第225号 リース料請求事件(請求棄却・確定)

本件は、リース会社である原告が、被告に対し、被告が名義貸しをして実体のない空リース契約を締結したため、販売店に支払った金額分の損害を被ったとして不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案である。被告は、別件調停(原告が被告を相手方としてリース契約等を解除したことによる未払リース料相当の損害金の支払いを求めたもの)の調停条項中「原告、被告双方は、本調停条項に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する」との清算条項があること等を理由に争った。本判決は、本件は契約責任と不法行為責任という違いはあるが、名義貸し、空リース契約といった同一の社会的事実を異なる観点からとらえたにすぎず、このことは別件調停の申立人代理人(本件の原告代理人と同一)も理解し得たこと等から、本件リース契約に関する請求については、同一の社会的事実に基づく紛争を別件調停によって一括して終局的に解決する旨の合意をしたものと解するとして、本件請求も上記清算条項により免除されたとして、請求を棄却した。

(8) 大阪地判平成22年2月15日 判例時報2097号98頁

平成19年(ワ)第9070号 損害賠償請求事件 一部認容 一部棄却(確定)

本件は、Y会社において旅行関連業務に従事していた従業員Aがうつ病に罹患して自殺したのはYの安全配慮義務違反又は不法行為によるものであるとしてAの遺族XらがYに対して損害賠償を求めたものである。

Aは高校卒業後にYに入社したが、高校生のときに受けた虫垂炎手術後、血清肝炎を発症し完治していなかったところ入社後にYの健康診断で血清肝炎を指摘され、Yの健康指導員の指導を受けるようになったが、インターフェロン治療を提案されたが応じなかった。その後Aは異動となり、インターフェロン治療を受けることを決め上司に申告したところ、転勤直後に入院治療をうけることを非難するような発言をされたこと、Aが入院治療し、上司と復職のために面談したところ退職を示唆する発言がされたこと等によりAに相当の精神的衝撃を与え不安症状を強めたことなどからAの精神面を含む健康管理上の安全配慮義務に違反するものであり、本件うつ病の発症との間に相当因果関係が認められるとしたが、YにおいてAが自殺することについてまで具体的な予見可能性や予見義務があったとは認められないことからAの自殺との因果関係は認められないとして、Aのうつ病発症により生じた精神的損害に対する慰謝料として300万円を認容した。

(9) 京都地決平成22年3月18日 判例タイムズ1337号266頁

平成22年(モ)第7026号 保全異議申立事件(認可・確定)

本件で、運送業者Xらは、Yからトラックを継続的に購入し、車両の点検整備等のサービスの供給を継続的に受けていたが、Yから同サービス停止の通知を受けたため、上記契約上の権利を有する地位を仮に定め、かつ、同地位に基づくサービス供給を求める旨の仮処分を請求した。原決定は、法定整備等(道路運送車両法に基づく点検及び整備)については、仮に継続的給付契約が成立しているとしても、他の業者に依頼可能なこと等からすると、サービス停止が著しく不当とは言えないとして却下したが、一般修理(他府県での故障や夜間の故障時の緊急修理対応を含む)については、Xらの車両は全てYが製造販売したものであり、約40年間に渡りサービスをYに依頼していたこと等から、黙示の合意により継続的なサービス供給契約が成立しており、他の業者では対応が困難なこと等から、サービス供給停止が正当化されるためにはYに著しい損害が発生し又は販売先との間の信頼関係が回復不能な程度に破壊されているなど特段の事情を要するが、本件ではそうした事情はないとし、一般修理に関する限りで、Xらの申立てを認容し、本件決定もこれを相当であるとして認容した。

(10) 千葉地判平成22年9月16日 判例タイムズ1337号228頁

平成21年(ワ)第820号 保険金請求事件(請求棄却・確定)

本件で、Aは、平成20年1月2日午後1時55分頃、千葉市のJR東日本鉄道線路内において電車に轢過され死亡したため、Aを被保険者として傷害保険契約を締結していたXは、保険金受取人として保険会社Yに対し死亡保険金を請求した。Yは、Aは自らの意思で線路軌道内に進入しており、自殺により債務を全て清算しようと考えていたとしても不自然ではなく、偶然な事故であるとは言えない等として争った。本判決は、Aの健康状態、保険契約締結の経緯からは自殺に結びつく事情は見当たらず、経済状況もAがそこまで追いつめられていたとはいえないとしたが、本来、人が立ち入る筈のない場所で事故が発生している状況からして自殺の疑いが強く、死亡が偶然な事故であることについて疑念を抱かざるを得ないとし、請求を棄却した。

(11) 名古屋簡判平成22年3月23日 判例タイムズ1336号187頁

平成21年(ハ)第8664号 不当利得返還請求事件(一部認容・控訴)

過払金請求訴訟において、貸金業者(被告)が、「約定支払日より15日以上前に支払った場合は、約定支払日は次回に繰り越されない」との定めがある本件消費貸借契約において、原告が平成11年12月分の支払を怠ったから、期限の利益を喪失しており、約定の遅延損害金が生じていると主張した事案について、本判決は、(1)平成11年11月19日の支払は、同年12月分のつもりだったと推認される、(2)この日は約定で同年12月分の支払と認められる14日前よりも2日早いすぎない、(3)この日までの支払額は約定の元本額、利息制限法で定める制限利息の額を超えている、(4)被告の担当者が原告に対して、同年12月6日(毎月の支払期日は5日である)までに同年12月分の支払が必要であるとの説明をしていない、(5)同年11月19日の支払を同年12月分の支払と認めると遅滞は生じていないといった事情からすると、被告が期限の利益を喪失したと主張することは信義則上許されないと判断し、期限の利益を喪失していないものとして計算された過払金の支払を命じた。

【商事法】

(12) 大阪高判平成21年12月22日 金法1916号108頁

平成21年(ホ)第2451号 詐害行為取消請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、A社から、同社のZ社に対する債権の回収を依頼されたサービサーであるYにおいて、Zが会社法所定の新設分割手続により設立されたX社に対し土地建物を承継させたことが詐害行為に当たるとして、同会社分割のうち同土地建物の所有権移転に係る部分の取消し及び同土地建物につきなされた所有権移転登記の抹消登記手続を求めた事案である。原判決は、Yの請求を全部認容したため、Xが控訴した。

本判決は、原判決を引用の上、本件における会社分割のように、純資産を設立会社に移転した代償として設立会社の株式を取得するにとどまる場合には、形式的には移転した純資産の額に等しい対価を取得した形になっていても、株式は、上場企業の株式でない限り、換価は必ずしも容易ではなく、ことに中小企業においては換価が著しく困難であるのが通常であって、設立会社の株式を有するだけでは債権の引当てにならない場合が少なくなく、従前の分割会社の債権者は、会社法の債権者保護手続きの対象とならないにもかかわらず、本来自己の債権の引当てとなっている純資産の流出により損害を受けることになるのであるから、このような債権者については、詐害行為取消権の行使を否定する理由はないとして、上記会社分割のうち、上記土地建物の承継に係る部分は詐害行為としてこれを取り消すことができると判断し、Xの控訴を棄却した。

【知的財産】

(13) 知財高判平成23年3月3日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10338号 商標権審決取消請求事件

原告が、本件商標に係る商標登録(登録第4930861号「みずほ」の平仮名文字(標準文字))

を商標法4条1項15号により無効にすることを求める被告の審判請求について、特許庁が同請求を認めた審決には取消事由があると主張して、その取消しを求めた事案。

原告は、被告による引用商標の使用は、そもそも原告の「MIZUHO NET」商標の禁止権に抵触しているものであって、商標法4条1項15号違反を構成する事象として採用するべきではないと主張したが、原告の「MIZUHO NET」商標(商標登録第4656131号)は、引用商標の出願日に後れるものであり、原告の「みずほねっと」商標(商標登録第4246220号)は、平仮名文字が、同書・同大・同間隔で一連にまとまりよく表記されている結合商標であり、これを分離観察することができないから、「みずほ」と類似とはいえないので、被告による引用商標「MIZUHO」「みずほ」の使用が、原告の登録商標の禁止権に抵触するとの原告の主張は、採用することができない、として、本件請求は棄却された。

(14) 知財高判平成23年3月3日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10308号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、特許請求の範囲に補正する機会が与えられず不意打ち的に拒絶審決がされるに至ったなどを主張して審決の取消しを求めたが、請求が棄却された事案。

原告は、本件に係る審判請求書の提出後に審判長から原告に送付された審尋書において、「回答がない場合であっても、審理において不利に扱うことはありません」との記載がされたことをもって、回答書の提出後に、少なくとも1回は、意見書及び手続補正書を提出する機会が与えられるべきであるなどを主張する。

しかしながら、本件審尋書は、「前置報告を利用した審尋」を行うために原告に対して送付されたものであるところ、これは、審判請求人に対して、前置審査の結果である前置報告の内容を審尋により送付し、審査官の見解に対する反論の機会を与えることにより、審判における審理・判断を充実させるために行われているものであって、「前置報告を利用した審尋」が行われたことをもって、審判請求人に更なる補正の機会が与えられるものではない。

そして、このことは、本件審尋書においても、備考欄において「この審尋は、拒絶理由の通知ではありません。」と記載されて明らかにされているものである。また、同備考欄における「回答がない場合であっても、審理において不利に扱うことはありません」との記載は、仮に回答がない場合であっても、回答がある場合と比べて審理において不利には扱わないという意味以上のものとは解されないものであって、同記載をもって、審判請求人に必ず補正の機会が与えられるべきものであるとの原告の主張は、同記載を正解しないというにすぎず、これを採用する余地はない。

(15) 知財高判平成23年3月10日 裁判所HP

平成22年(ネ)第10081号 著作権損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第35335号)

控訴人が、本件著作物について著作権法15条1項(職務著作)に基づき著作権を有すると主張し、被控訴人が本件著作物に依拠して被控訴人書籍を作成し、出版、販売及び頒布する行為が、控訴人の本件著作物の複製権を侵害するとして、同法112条1項に基づき被控訴人書籍の出版、販売及び頒布の差止め等を求めた事案で、原判決は、本件執筆依頼は、アーバンプロデュースから被控訴人個人に対して依頼されたものであり、各執筆担当者は被控訴人からの個人的な依頼に基づき執筆を行ったものと認めるのが相当であるから、本件著作物は職務著作としての要件を満たさず、控訴人の著作物とは認められないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が、これを不服として控訴に及んだ。

控訴人は、各執筆担当者が控訴人の業務時間内に本件執筆依頼に係る打合せのために控訴人の会議室を使用していたこと、各執筆担当者の中に、就業時間中に控訴人から貸与されたパソコン及びソフトウェアを用いて執筆を行った者や、控訴人の負担で本件著作物を執筆するための参考図書を購入した者がいたこと、被控訴人がアーバンプロデュースを訪問した際の交通費を控訴人が負担したことがあったことなどを強調したが、そのこともって、本件著作物が控訴人の発意に基づくものとする根拠となるものではなく、そのほかの各事実も、同様に、被控訴人が個人的に本件執筆依頼を受けたとの前記認定を覆すに足るものではない、として本件控訴は棄却された。

(16) 知財高判平成23年3月10日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10121号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

拒絶査定不服審判の拒絶審決について、適切な補正指導を行うことなく本件出願を拒絶したことは信義則に反するなどを主張して審決の取消しを求めたが、請求が棄却された事案。

原告は、審査官は、本願明細書の各記載から、本願発明は、その特許請求の範囲の請求項の記載について、発明者が意図する形式に区分されて記載されていないことが理解できたはずであるから、適宜補正を促すなどの指導を行う必要があったなどを主張する。

特許法50条は、審査官に対し、特許出願について拒絶理由があれば、これを指摘する義務を負うものというべきであるが、出願人の本来の意図と、請求項の記載との間に齟齬がないことは予定されているものであって、仮に、その間に齟齬があったとしても、それは、本来、出願人の自己責任において処置されるべき問題であるから、審査官がその間に齟齬があるか否かを調査し、齟齬がある場合に、そのような出願の不備・欠陥を指摘する義務まで負うものではない。

本件出願について、審査官は、拒絶理由通知を発し、本願発明の特許性に係る不備については、これを指摘しているから、特許法により定められた義務を果たしているところ、原告は、その通知に対して意見を述べ、通知された拒絶理由や拒絶査定を解消するため、自らの自由意思及び責任により、補正を行う機会を有していたのである。しかも、本件出願の特許請求の範囲の請求項1ないし4の各記載それ自体は、いずれも特許法及び同法施行規則の定める形式的要件を充足するものであった。

以上からすると、本件出願について、審査官が適切な補正指導を行わなかったとして、その対応を非難する原告の主張は失当というほかない。

(17) 東京地判平成22年7月16日 判例時報2099号134頁

平成21年(行ウ)第590号 手続却下処分取消請求事件 棄却(控訴・控訴棄却、上告・上告受理申立)

外国語特許出願につき、国内書面提出期間経過後に国内書面及び明細書等の翻訳文が提出されたため、国際特許出願が特許法184条の4第3項により取り下げられたものとみなされ、国内書面に係る手続の却下処分がなされたことから、同処分の取り消しを求めた事案につき、同法184条の5第2項の補正命令を認める余地がなく、特許庁長官が出願人である原告に補正の機会を与えずに行った国内書面に係る手続の却下処分は適法であるとして、原告の請求が棄却された事例。

なお、同事件の控訴審判決が法務速報116号11番で紹介済みである。

#### 【民事手続】

(18) 最一決平成23年2月17日 最高裁HP

平成21年(オ)第1022号 養子縁組無効確認請求事件(却下)

数人の提起する養子縁組無効の訴えは、いわゆる類似必要的共同訴訟と解すべきであるから(最高裁昭和43年(オ)第723号同年12月20日第二小法廷判決・裁判集民事93号747頁)、共同訴訟人の一人による上告及び上告受理申立て後にされた他の共同訴訟人による上告及び上告受理申立ては、二重上告ないし二重上告受理申立てとして不適法である。

(19) 最三判平成23年3月1日 最高裁HP

平成22年(受)第798号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

届出のない再生債権である過払金返還請求権について、届出があった再生債権と同じ条件で弁済する旨を定める再生計画が認可決定された場合には、上記過払金返還請求権は、再生計画認可決定が確定することにより、再生計画による権利の変更の一般的基準に従い変更され、その再生債権者は、訴訟等において過払金返還請求権を有していたこと及びその額が確定されることを条件に、上記のとおり変更されたところに従って、その支払を受けられる。

(理由)

民事再生法178条本文は、再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又は同法の規定によって認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れると規定する。そして、同法179条1項は、再生計画認可の決定が確定したときは、届出債権者等の権利は、再生計画の定めに従い、変更されると規定し、同法181条1項は、再生計画認可の決定が確定したときは、再生債権者がその責めに帰することができない事由により届出をすることができなかった再生債権(同項1号)等は、再生計画による権利の変更の一般的基準(同法156条)に従い、変更されると規定する。

(20) 最三決平成23年3月9日 最高裁HP

平成21年(ク)第1027号 遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件

(却下)

抗告人と相手方との間において、抗告後に、抗告事件を終了させることを合意内容に含む裁判外の和解が成立した場合には、当該抗告は、抗告の利益を欠く。

(21) 東京高決平成22年8月17日 金法1917号121頁

平成22年(ラ)第1178号 債権差押及び転付命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

Xが、株式会社Yを債務者とする再生債権者表正本を債務名義として、「株式会社Y代理人弁護士A」名義の口座に係る預金債権の差押命令及び転付命令を求めて申し立てたところ、原決定は、当該預金債権が債務者の責任財産に帰属するものであることが証明されているとはいえないとして、当該申立てをいずれも却下した。この決定を不服とするXが執行抗告したのが本件である。

本決定は、上記口座は、これが開設された趣旨等について証拠上必ずしも明らかでなく、その管理者はA弁護士らであることが窺えるところ、弁護士については、その職務の一環として依頼者等から金員を預かり、その預り金を預託するために銀行口座を開設できることから、再生手続の債務者から再生手続事件を受任した弁護士が、多数の債権者の有する権利の優先性に応じ、かつ、限られた責任財産の範囲内で、同順位の債権者を公平に扱う必要が生じ(民事再生法38条1項及び2項参照)、個別の債権者から差押えを受けたりしないように配慮して、弁護士に帰属する預り金を管理する趣旨で預金口座を開設することがあり、上記口座もこのような趣旨で開設されたものであるとも十分に考えられるのであるから、上記口座に係る預金債権がY社の責任財産に帰属するものであると認定することはできないとして、本件抗告を棄却した。

(22) 東京高決平成22年10月21日 金法1917号118頁

平成22年(ラ)第1685号 破産債権届出却下決定に対する抗告却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

Xが、破産裁判所に対し、債権調査期日終了後に破産債権(退職金請求権)の届出をしたところ、同裁判所は、当該届出は、債権調査期日の終了後にされたものであり、破産法112条1項所定の「その責めに帰することができない事由」があるとも認められないとして、同届出を却下する決定をした。同決定に対し、Xが即時抗告を申し立てたところ、同裁判所は、同即時抗告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるとして、これを却下する原決定をした。これを不服としたXが原決定に対する即時抗告(以下「本件即時抗告」という。)を申し立てた(同法13条・民事訴訟法331条・287条2項)のが本件である。

本決定は、破産法9条は、破産手続の円滑な進行を図る趣旨で定められた、民事再生法9条及び会社更生法9条と同趣旨の規定であり、即時抗告ができる裁判を限定したものであって、特別の定めがない限り破産手続に関する破産裁判所の判断を終局的なものと定めたものと解されるとして、同法には、破産債権者が一般調査期日終了後にした債権届出について「その責めに帰することができない事由」(同法112条1項)がないとして却下された場合に関する特別の定めはなく、同却下決定に対し即時抗告をすることはできないと解すべきであるから、上記届出却下決定に対する即時抗告を不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるとして却下した原決定は相当であると判断し、本件即時抗告を却下した。

#### 【刑事法】

(23) 最一判平成21年10月8日 判例タイムズ1336号58頁

平成20年(あ)第181号 窃盗、傷害、出入国管理及び難民認定法違反被告事件(破棄差戻)

被告人が共犯者と共謀のうえ方引きをして店外に出たが、追跡してきた店長に追いつかれ、首周りを右腕で抱え込まれて取り押さえられたことから、共犯者に声をかけて助けを求め、これに応じた共犯者が店長を後方に引き倒し、さらに、被告人が店長を押すなどし、共犯者が店長の後方から右肩付近等を引っ張ったため店長が後方に約1メートル引きずられたところ、店長の腕が緩み被告人の頭が抜け、被告人らが逃走したが、これらの暴行により店長が傷害を負った事件において、原判決は、共犯者には事後強盗致傷罪を認めたと、被告人には窃盗及び傷害の各罪が成立するとし、被告人と共犯者は、窃盗罪及び傷害罪の限度で共同正犯が成立するとした。これに対し、最高裁は、本件の具体的事実関係の下では、共犯者が被告人を助け出すためには、店長の被告人を取り押さえる行為を排除するに足るだけの暴行を加える必要があったのであり、被告人及び共犯者もそのことを認識していたと推認できるから、被告人は、店長の逮捕遂行の意思を制圧するに足るに程度の暴行を加えることについても、これを認識認容しつつ、共犯者と意思を相通じたものと十分認めうるとし、この点に関する原判決の事実認定は、経験則に照らして合理性を欠くとし、原判決中被告人に関する部分を破棄し、高裁に差し戻した。

(24) 東京高決平成22年3月17日 判例タイムズ1336号284頁

平成22年(く)第116号 証拠開示命令に対する即時抗告申立事件(抗告棄却・確定)

被告人の取調べ状況を撮影したDVDについて、無条件の謄写を求めた弁護人の証拠開示命令請求に対し、抗告審は、開示の条件には、開示を受ける場面に関するものに限らず、開示後の証拠の複製等の利用方法に関するものも含まれるとしたうえで、本件では必要かつ相当なものでありその判断に誤りは認められないとし、(1)謄写枚数は各1枚とする。(2)謄写に係るDVDのデータを複製して更にDVDを作成し、又は、パソコンのハードディスクに複製して記録するなどの一切の複製をしてはならない。(3)謄写に係るDVDを再生するに際しては、インターネット等により外部に接続したパソコンを使用してはならない。(4)本被告事件についての弁護活動が終了した際には、謄写に係るDVDのデータを消去しなければならない、との条件を付して本件各DVDを謄写する機会を弁護人に与えるよう検察官に命じた原決定を維持した。

(25) 東京高判平成22年8月3日 裁判所HP(総合)

平成22年(う)第317号 児童福祉法違反被告事件(破棄・自判)

1 判決書の「罪となるべき事実」の項に、児童に対し事実上の影響力を及ぼして淫行するよう働き掛け、その結果児童をして淫行するに至らせたことを判示していない原判決には、行為者を相手方として児童に淫行をさせる場合の児童福祉法34条1項6号の罪の構成要件を満たす事実を漏れなく記載していない理由不備の違法があるとした事例。

2 児童が、それまでの経緯から、養父から性交されることに抵抗したり、それを実母に相談することができない心理状態にあり、養父もこのような事情を認識していた本件の事実関係の下では、養父が児童をして自己を相手に性交させた行為は、児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に該当するとした事例。

(事案)

被告人は、養女B(当時15歳)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、養父の立場を利用して、被告人方居宅内において、被害児童をして被告人を相手に性交させ、もって、児童に淫行をさせる行為をしたものであり、被告人の所為は児童福祉法60条1項、34条1項6号に該当する。

(理由)

原判決は、「罪となるべき事実」として、「被告人は、B(当時15歳)が満18歳に満たない児童であることを知りながら、被告人方居宅内において、前記児童をして、被告人を相手に性交をさせ、もって児童に淫行をさせる行為をしたものである」との事実を認定し、この事実について、児童福祉法60条1項、34条1項6号を適用した。

しかし、同法34条1項6号の「児童に淫行をさせる行為」には行為者を相手方として淫行をさせる場合をも含むものと解すべきものの、その場合は、淫行をする行為に包摂される程度を超えて、児童に対し事実上の影響力を及ぼして淫行をするよう働き掛けるなどし、その結果児童をして淫行をするに至らせることが必要というべきところ、原判決は、被告人がB(以下「被害児童」という。)をして被告人を相手方として性交させた旨判示するのみで、雇用関係や身分関係等により児童を事実上支配していることを示すなどして、児童に対し事実上の影響力を及ぼして淫行をするよう働き掛け、その結果児童をして淫行をするに至らせたことを判示していない。

原判決は、同法34条1項6号の罪の構成要件を満たす事実を漏れなく記載していないから、理由不備の違法がある。

【公法】

(26) 最二判平成23年2月18日 最高裁HP

平成20年(行七)第139号 贈与税決定処分取消等請求事件(破棄自判)

香港に赴任しつつ国内にも相応の日数滞在していたXが、その両親から外国人に係る出資持分の贈与を受けたことにつき、所轄税務署長から相続税法(平成15年法律第8号)による改正前のもの。以下「法」という。)1条の2第1号及び2条の2第1項に基づき贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を受けたため、Xは上記贈与を受けた時において国内に住所を有しておらず贈与税の納税義務を負わない旨主張して、上記各処分の取消しを求めている事案において、Xは、同条所定の贈与税の課税要件である国内(同法の施行地)における住所を有していたとはいえないとして処分が取り消された事例

(理由)

Xは、贈与を受けたのは赴任の開始から約2年半後のことであり、香港に出国するに当たり住民登録につき香港への転出の届出をするなどした上、通算約3年半にわたる赴任期間である本件期間中、その約3分の2の日数を2年単位(合計4年)で賃借した香港居宅に滞在して過ごし、その間に現地において本件会社又は各現地法人の業務として関係者との面談等の業務に従事しており、これが贈与税回避の目的で仮装された実体のないものとはうかがわれ、ないのに対して、国内においては、本件期間中の約4分の1の日数を杉並居宅に滞在して過ごし、その間に本件会社の業務に従事していたにとどまるというものであるから、贈与を受けた時において、香港居宅は生活の本拠たる実体を有していたものというべきであり、杉並居宅が生活の本拠たる実体を有していたということとはできない。

(27)名古屋高判平成23年2月24日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(請求棄却(事情判決でもない))

平成22年7月11日に実施された参議院議員選挙(愛知県選挙区選出)について、最高裁判所平成21年9月30日大法廷判決の言渡しから本件選挙が実施されるまでの期間が、約10か月しかなく、この間に定数配分規定を見直し、結論を得て、実施することは事実上困難であること、参議院において、較差是正に向けて協議がなされていたことなどから、本件選挙までに定数配分規定を更に改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えているとはまではないとされ、本件選挙当時定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないとされた事例。

#### 【社会法】

(28)東京高判平成22年8月25日 裁判所HP(総合)

平成21年(行コ)第327号 厚生年金不支給処分取消等請求控訴事件(取消自判)

社会保険庁長官が控訴人に対してした、失踪宣告により死亡がみとめられた亡Aを受給権者とする通算老齢年金に係る未支給保険給付の不支給処分について、控訴人は厚生年金保険法37条1項の配偶者であって、亡Aの不在者財産管理人から婚姻費用をうけたなど本件所定の事実関係のもとでは生計同一要件が満たされるとして、当該不支給処分を取り消した事案。

昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法の通算老齢年金の受給権者であった亡Aが失踪宣告によって死亡したものとみなされたことから、亡Aの配偶者である控訴人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)37条1項の規定に基づき、亡Aの通算老齢年金の未支給保険給付の請求をしたところ、社会保険庁長官から、亡Aの死亡の当時、亡Aと生計を同じくしていたとはいえないとの理由で不支給処分を受けた(以下「本件不支給処分」という。)ため、その取消しを求めた事案である。原審が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

1 控訴人が厚年法37条1項の配偶者に当たるといえるか

本件では、別居後亡Aに内縁関係にある者がいたことをうかがわせる証拠はなく、控訴人と亡Aが別居してから亡Aが失踪宣告により死亡したものとみなされる時点まで約21年が経過しているが、別居時に控訴人と亡Aが離婚しようとする意思まで持っていたわけではなく、本件の事実関係のもとでは、亡Aが死亡したものとみなされた平成14年の時点においても、控訴人とAとの婚姻関係が実態を失い、事実上の離婚状態にあったとみることは相当でないというべきである。

したがって、控訴人は、亡Aが死亡したものとみなされた平成14年の時点において、厚年法37条1項所定の配偶者であったと認めるのが相当である。

2 生計同一要件充足の有無

生計を同じくするとは、消費生活上の家計を一つにしていると認められる状況にあることを指すものであり、夫婦の場合では、同居して夫婦それぞれが得た収入及び支出を合わせて共同に計算して生活している状況にあることが典型といえる。しかし、必ずしも同居していることは絶対の要件でなく、夫婦それぞれが得た収入・支出を合わせて共同に計算し、婚姻費用を分担しあって生活していると評価できるなら、消費生活上の家計を一つにしており、生計を同じくすると評価できるというべきである。

本件は、家庭裁判所において財産管理人が選任され、従来の住所に残された亡Aの財産の負担において控訴人に対する婚姻費用の分担が命じられ、財産管理人がそれに従って控訴人に婚姻費用を支払ってきたものである。そして、家庭裁判所が選任した不在者の財産管理人は不在者の法定代理人の地位にあるから、財産管理人が婚姻費用を支払ったということは、法的には不在者であるAが控訴人に婚姻費用を支払ったと評価される。しかも、支払われていた婚姻費用の額が控訴人の生計に占める割合は決して少なくないものであった。そうすると、亡Aが法的に死亡したとみなされる平成14年当時において、控訴人と亡Aとは生計を同じくしていたと評価できる。

なお、Aが法的に死亡したとみなされる平成14年当時において、現実には従来の住所地とは別の場所で生存し別途生計を立てて生活していた可能性がないわけではないが、その点の立証はなく、仮にそうとしても、従来の住所に残されたAの財産の中から相当額の婚姻費用の分担がされているのであるから、控訴人と亡Aが生計を同じくしていたという判断の妨げにならない。

したがって、本件では、亡Aが死亡したものとみなされる平成14年当時、亡Aと控訴人は生計を同じくしていたと認定するのが相当であり、このように解することは、受給権者の遺族の生活の保障を図るという厚年法37条の立法趣旨に適合するものといえる。

以上より、本件不支給処分は違法であるから取り消されるべきであるところ、これを棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由がある。(原判決取消、自判)

#### 【紹介済み判例】

最三決平成20年6月18日 判例時報2097号158頁

平成20年(医へ)第1号 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件 抗告棄却  
→法務速報87号17番で紹介済み

最三決平成20年6月18日 判例タイムズ1336号68頁

平成20年(医へ)第1号 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件(抗告棄却)  
→法務速報87号17番で紹介済み

最一判平成21年7月16日 判例時報2097号154頁

平成20年(あ)第1870号 暴行被告事件 破棄自判  
→法務速報100号13番で紹介済み

最一判平成21年7月16日 判例タイムズ1336号61頁

平成20年(あ)第1870号 暴行被告事件(破棄自判)  
→法務速報100号13番で紹介済み

最三決平成21年8月7日 判例時報2097号161頁



平成21年(シ)第359号 鑑定入院命令に対する取消し請求棄却決定に対する特別抗告事件  
抗告棄却  
→法務速報100号16番で紹介済み

最三決平成21年8月7日 判例タイムズ1336号66頁  
平成21年(シ)第359号 鑑定入院命令に対する取消請求棄却決定に対する特別抗告事件(抗  
告棄却)  
→法務速報100号16番で紹介済み

最三決平成21年9月28日 判例時報2099号160頁  
平成19年(あ)第798号 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防  
止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反, 覚せい剤取締法違  
反被告事件 上告棄却  
→法務速報102号25番で紹介済み

最三決平成21年9月28日 判例タイムズ1336号72頁  
平成19年(あ)第798号 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防  
止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反, 覚せい剤取締法違  
反被告事件(上告棄却)  
→法務速報102号25番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 金法1916号94頁  
平成21年(受)第1780号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
→法務速報108号4番で紹介済み

東京高決平成22年6月25日 判例タイムズ1336号281頁  
平成22年(ヲ)第1083号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(取消, 差戻(後  
認容・確認))  
→法務速報117号18番で紹介済み

知財高判平成22年7月15日 判例タイムズ1336号261頁  
平成22年(行ケ)第10019号 審決取消請求事件(認容・確定)  
→法務速報111号11番で紹介済み

知財高判平成22年7月15日 判例タイムズ1337号236頁  
平成21年(行ケ)第10238号 審決取消請求事件(認容・確定)  
→法務速報111号11番で紹介済み

最一判平成22年7月15日 金法1916号98頁  
平成21年(受)第183号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
→法務速報112号10番で紹介済み

最二判平成22年7月16日 判例時報2097号28頁  
平成20年(行ヒ)第241号 贈与税決定処分等取消請求事件 破棄自判  
→法務速報111号24番で紹介済み

最二判平成22年7月16日 判例時報2098号42頁  
平成20年(行ヒ)第304号 不当利得返還等請求事件 破棄自判  
→法務速報111号14番で紹介済み

最二判平成22年7月16日 判例タイムズ1337号119頁  
平成20年(行ヒ)第304号 不当利得返還等請求, 共同訴訟参加事件(破棄自判)  
→法務速報111号14番で紹介済み

最一決平成22年7月29日 判例タイムズ1336号55頁  
平成20年(あ)第720号 詐欺被告事件(上告棄却)  
→法務速報112号24番で紹介済み

東京高決平成22年9月8日 判例時報2099号25頁  
平成22年(ヲ)第1417号 債権差押及び転付命令申立一部却下決定に対する執行抗告事件  
一部取消(確定)  
→法務速報117号20番で紹介済み

東京高決平成22年9月8日 判例タイムズ1337号271頁  
平成22年(ヲ)第1417号 債権差押及び転付命令申立一部却下決定に対する執行抗告事件  
(一部取消, 自判・確定)  
→法務速報117号20番で紹介済み

最一判平成22年9月9日 判例タイムズ1336号50頁  
平成21年(受)第1661号 損害賠償等請求本訴, 同反訴事件(上告棄却)  
→法務速報113号1番で紹介済み

最一判平成22年9月9日 金法1917号113頁  
平成21年(受)第1661号 損害賠償請求本訴, 同反訴事件(上告棄却)  
→法務速報113号1番で紹介済み

最一判平成22年9月13日 判例時報2099号20頁  
平成20年(受)第494号・495号 損害賠償請求事件 一部上告棄却, 一部破棄自判  
→法務速報113号2番で紹介済み

最一判平成22年9月13日 判例タイムズ1337号92頁  
平成20年(受)第494号,平成20年(受)第495号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
→法務速報113号2番で紹介済み

最二判平成22年10月8日 判例時報2098号51頁  
平成21年(受)第565号 遺産確認請求事件 一部上告棄却,一部上告却下  
→法務速報114号1番で紹介済み

最二判平成22年10月8日 判例タイムズ1337号114頁  
平成21年(受)第565号 遺産確認請求事件(一部上告棄却,一部上告却下)  
→法務速報114号1番で紹介済み

最一判平成22年10月14日 判例時報2097号34頁  
平成21年(受)第976号 請負代金請求事件 破棄差戻  
→法務速報114号2番で紹介済み

最一判平成22年10月14日 判例時報2098号55頁  
平成20年(受)第1590号 雇用関係存在確認等請求事件 破棄差戻  
→法務速報114号21番で紹介済み

最一判平成22年10月14日 判例タイムズ1336号46頁  
平成21年(受)第976号 請負代金請求事件(破棄差戻)  
→法務速報114号2番で紹介済み

最一判平成22年10月14日 判例タイムズ1337号105頁  
平成20年(受)第1590号 雇用関係存在確認等請求事件(破棄差戻)  
→法務速報114号21番で紹介済み

最二判平成22年10月15日 判例時報2099号3頁  
平成21年(行七)第65号 相続税更正処分取消請求事件 上告棄却  
→法務速報114号28番で紹介済み

最二判平成22年10月15日 判例タイムズ1337号73頁  
平成21年(行七)第65号 相続税更正処分取消請求事件(上告棄却)  
→法務速報114号28番で紹介済み

最二判平成22年10月15日 金法1917号109頁  
平成21年(行七)第65号 相続税更正処分取消請求事件(上告棄却)  
→法務速報114号28番で紹介済み

最二判平成22年10月22日 判例時報2098号154頁  
平成20年(受)第1631号 損害賠償請求事件 破棄自判  
→法務速報115号9番で紹介済み

最二判平成22年10月22日 判例タイムズ1337号98頁  
平成20年(受)第1631号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
→法務速報115号9番で紹介済み

最二判平成22年10月22日 金法1916号81頁  
平成20年(受)第1631号 損害賠償請求事件(破棄自判)  
→法務速報115号9番で紹介済み

最一判平成22年12月2日 金法1917号102頁  
平成22年(許)第14号 債権差押命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)  
→法務速報116号1番で紹介済み

---

## 2. 平成23(2011)年3月21日までに成立した,もしくは公布された法律

---

種類	提出回次	番号
----	------	----

法律名及び概要

・衆法 177 2  
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律  
・・・地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長することを定めた法律

・閣法 177 38  
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律  
・・・平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について,平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を定めた法律

---

## 3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

長谷川義仁 著 日本評論社 264頁 5,250円  
損害賠償調整の法的構造 請求者の行為と過失相殺理論の再構成のために

井上繁規 著 新日本法規 473頁 5,040円  
遺産分割の理論と審理

加藤新太郎/馬橋隆紀 編著 第一法規 393頁 3,360円  
簡裁民事実務NAVI 第1巻 簡裁訴訟代理と手続の基本

加藤新太郎/馬橋隆紀 編著 第一法規 328頁 3,360円  
簡裁民事実務NAVI 第2巻 紛争類型別 要件事実の基本1

加藤新太郎/馬橋隆紀 編著 第一法規 347頁 3,360円  
簡裁民事実務NAVI 第3巻 紛争類型別 要件事実の基本2

近藤光男/志谷匡史/石田真得/釜田薫子 著 弘文堂 215頁 2,310円  
基礎から学べる金融商品取引法 . . . ★

---

#### 4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

辻村みよ子/長谷部恭男 編 日本評論社 536頁 5,775円  
憲法理論の再創造

右崎正博/三宅弘 編 日本評論社 276頁 2,940円  
情報公開を進めるための公文書管理法解説

新谷勝 著 民事法研究会 408頁 3,780円  
会社・役員の民事・刑事責任とコンプライアンス法務

田中彰寿 著 民事法研究会 285頁 3,150円  
建設業法による下請代金回収の理論・実務と書式

高林龍 編 成文堂 294頁 5,775円  
知的財産権侵害と損害賠償

野田進 著 弘文堂 425頁 3,150円  
事例判例労働法-「企業」視点で読み解く . . . ★

---

#### 5. 発刊書籍の解説

---

・基礎から学べる金融商品取引法

本書は、金融商品取引法の初学者向けの本である。独学で同法を学ぶ際に、短時間で体系を理解するのに適した本である。

約200頁で、同法の全体像、有価証券の取引方法、企業内容の開示規制、金融商品取引業者の規制、企業支配に関する開示制度、投資信託および集団投資スキーム、不公正な取引の規制、デリバティブ取引等がまとめられている。

3色刷りで、必要な箇所には、表、グラフ、などがあり、読みやすくまとめられている。

・事例判例労働法-「企業」視点で読み解く

題名から、具体的な事例や判例を解説した本であると思ったが、実際は、労働法の基本書であった。

従来の基本書と異なる点は、企業視点で労働法を読み解くというコンセプトから、企業の人事担当者の質問が章の冒頭にあり、質問に答える形で一般論が展開されているという点である。

書いてある内容は、労働法の一般論であり、労働法の基本事項を確認したい時に役に立つと思われる。

☆配信停止をご希望の方へ

下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (公財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---